

# 「自衛力」の諸問題

——日本國憲法に於ける平和原理(二)——

堀 堅 士

## 第一章 憲法第九條の解釋

### 第一節 第九條第一項 第二節 第九條第二項

## 第二章 憲法第九條の背景たる國際的諸條件

### 第一節 不戰條約 第二節 國際連合憲章

(以上第三卷第三號所載)

## 第三章 憲法に於ける自衛の意義

### 第一節 第九條の反對解釋 第二節 前文の解釋

## 第四章 日本國の安全保障について

結語

## 第三章 憲法に於ける自衛の意義

### 第一節 第九條の反對解釋

(一) 第九條第二項は、「戦力」を保持しないこと、及び「交戦権」を他國に對して主張しないことを定めた。しかし、このことは「自衛力」を保持しないと、「自衛権」を他國に對して主張しないと云ふことを定めてゐるのではない。

それでは、わが憲法下に於ける「自衛力」とは一體何であらねばならないであらうか。一九五〇年初頭、マッカー

サー氏は、「この憲法の規定は、例へどのやうな理窟を並べようとも、相手側から仕掛けて來た攻撃に對する自己防衛の犯し難い權利を全然否定したものは絶対に解釋出來ない」と述べ、更にホイットニー氏がそれを、「マッカーサー元帥は日本國が戦争に備へて再軍備したり、また軍隊を再建したりする權利を持つてゐると云ふつもりは全然なかつた」と解説した。(朝日新聞一九五〇年一月一日號)。そして吉田首相は、「武装なき日本の持つ自衛權の意義について」と云ふ一議員の質問に對して、「私が施政演説に於て、武力を除く自衛權は國家がもとより持つてゐる所であることを言明して居ります<sup>30)</sup>。」と答へてゐる。また學界に於ても、「憲法の規定の意味としては、何處までも、自衛權はあるけれども軍備を設けることは出來ないと云はなくてはならない。つまり武力なき自衛權である。……外國から攻撃を受け侵略をかうむつた場合に、或はその危険にひんした場合に、日本は自衛權があると云ふけれども、その手段としては警察力によるか、竹槍や肉弾、スキやクワの類しかない。それでは現代の科學兵器に對して役立たない。たちまち屈服させられてしまふだらう。そこで本當に防衛するには、日本自身に軍備がないとすれば、他國のそれに頼るほかない。」<sup>31)</sup>しかしながら、これを以て日本國憲法が武力的ならざる自衛權をも放棄してゐるものと考えてはならない。否、日本國憲法は武力的ならざる自衛權はこれを保留してゐるのである。もとより自衛權なるものはその固有の意味に於て實力的又は武力的なる性質を持つ。しかるに崇高な理想と世界の恒久平和を希求せんとする目的を持つて、既に國權の發動たる戦争を放棄した國家が、武力的自衛權を有することは認められべきことではない。従つて日本國憲法は、かくの如き武力的自衛權はこれを當然放棄することになるのであり、即ち交戰權を認めないと規定してゐるのである。要するに日本國憲法に於ては、自國の武力によらざる自衛權のみこれを放棄してゐないのであると考へねばならないのである。<sup>32)</sup> (傍點引用者)とする説が有力である。しかし何故、自衛力は武力であつてはならな

いであらうか。それは「武力的自衛権」と「交戦権」とが、「即ち」と云ふ語によつて直ちに結びつけられてゐる所からも明らかなるやうに、「自衛権行使即ち自衛戦争」「武力即ち戦力」と云ふ古風な考方から來てゐるのではないであらうか。しかし一九四五年三月の「アラビヤ國家連盟規約」第五條。同年六月の「國際連合憲章」第二條第四項。一九四九年四月の「北大西洋條約」第一條。一九五一年八月の「米比相互防衛協定」第一條。及び同年九月の「米露ニュージールランド安全保障條約」第一條。「日本國との平和條約」第五條にも見られるやうに、今日の國際社會に於ては、もはや「戦争」は禁止や制限の對象で、すらあり得ないのであつて、<sup>33)</sup>それに代るものとして、「武力による威嚇又は武力の行使」が表面に現はれて來つたのである。従つて今や自衛のための「武力」は必ずしも、自衛のための「戦力」(自衛戦争のための武力)を意味するものではなくなつて來てゐるのであると云はねばならない。

(三) 第九條第一項は、「國際紛争解決のため武力行使又は武力威嚇をなすこと」を禁止してゐる。しかし、このことは急迫不正の侵襲に對してやむを得ず武力的抵抗をなすことを禁止してゐるのではない。

その場合、或る一國が他の一國に對して武力攻撃を行つてゐる以上、第三者から見れば、それは「國際紛争」と呼ばるべき現象であるとしても、當事國にとつては、それを國際紛争であると認識してゐる餘裕はなく、まして「國際紛争を解決する手段として」武力行使をなすのであると云ふ意思は全く存在しない。一八三八年、コロライン號事件に際して、アメリカの國務長官ウェブスターは、自衛権の行使は「急迫な壓倒的な必要があつて、手段の選擇を許さず、考慮する餘裕のない場合」(a necessity of self-defence, instant, overwhelming, leaving no choice of means and no moment for deliberation) にのみ正当であると述べたが、<sup>34)</sup>それは將に、客觀的には「殺人」であらうとも、その違法性を阻却されるところの刑法上の「正當防衛」の場合に近似してゐるのである。念の爲に述べるならば、

「自衛戦争」の場合には、他國の侵襲によつて、わが國とその國との間に紛争が発生したと云ふことを認識し、それを戦争と云ふ手段に訴へて解決しようと思ふればこそ、宣戦を布告し、若くは最後通牒を發するのであるが（即ちこの場合には、手段選擇の餘裕はあるのである）、わが國にとつて解決すべき國際紛争がある場合には、（例へばそれを國際司法裁判所に提訴するなりして）とにかくわが國は常に平和的手段によつてのみその解決をはからねばならないのであり、かくして、自衛の場合と雖も、戦争は出來ないこととなるのである。

## 第二節 前文の解釋

(一) 自衛のため武力的抵抗をなすことは、右に述べた如く第九條の禁止してゐるところでないのみならず、それはまた前文の『平和を愛する諸國民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した』と云ふこととも何等矛盾するものではない。この規定に類似したものととして、例へば、國際連合憲章第五一條を擧げることが出来るが、そこには、或る國に向つて武力攻撃が加へられた場合には、『安全保障理事會が國際平和及び安全を維持するために必要な手段を取るまでの間』換言すれば、「平和を愛する諸國民」がその國の爲に何等かの措置を講ずるまでの間、その國が取りあへず自衛のための武力的抵抗をなすのは當然のことであると規定されてゐるのである。

元來、日本國憲法は、如何なる國際紛争に當つても暴力によつて自己の正當さを主張しようとはしないで、あくまでも平和的手段によつてのみその解決を計らうとする立場を取つてゐる。しかし、このことは何も、もはや如何なる國際紛争も發生しないであらうと云ふやうなことを想定してゐるのではない。國際紛争を平和的手段によつて解決しようと思ふことそれ自體が、國際紛争の發生するであらうことを豫定してゐるのみではなく、ややもすれば、それが強制的手段によつて解決されようとする傾向があると云ふことさへをも前提としてゐるのである。『日本國民は、恒

久の平和を念願し、人間相互の關係を支配する崇高な理想を深く自覺する』ものであり、他國もまた同様であらんとを、切に念願するものではあるけれども、(國際關係は相互的、な關係である以上)他國が決して暴力に訴へないであらうと云ふやうなことは保證し難い。そしてそのやうな場合、戦力を保持せず、従つて暴力と云ふ點に於ては弱く、交戦權を主張せず、従つて暴力を振ふについては、極めて不利益な立場に立つところのわが國としては、『平和を愛する諸國民の公正と信義に信賴して、われらの安全と生存を保持しよう』とするのである。即ち、わが憲法が一種の集團的安全保障措置を豫定してゐるのであると云へるであらう。『われらは、いづれの國家も、自國のことにみに専念して他國を無視してはならないのであつて、政治道德の法則は普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自國の主權を維持し、他國と對等關係に立たうとする各國の責務であると信ずる』ものであるが、萬一にも他國がこの普遍的な政治道德の法則をじうりんして、わが國を侵略し、或は攻撃し始めた場合に於ては、これに對してとりあへず自衛のための抵抗をなすことが、この信條に眞に誠實なる所以なのであり、同時にまたこのことは、『平和を維持し、專制と隷従、壓迫と偏狹を地上から永遠に除去しよう」と努めてゐる國際社會』に於て『名譽ある地位』を占めるゆゑんでもあるのである。『國家の名譽にかけ、全力をあげて、この崇高な理想と目的を達成することを誓ふ』と宣言したわが憲法が、かの「無抵抗主義」に立脚してゐるとは到底考へられないのである。

(二) 前文にはまた特に『われらは、全世界の國民がひとしく、恐怖と缺乏から免かれ平和のうちに生存する權利を有することを確認する』と規定されてある。日本國民にも(他國民にと同じく)、この「恐怖と缺乏から免かれ平和の内に生存する權利」と、「その權利を自分で衛る權利」とがある筈である。

そしてこの二つの權利の關係は、國際法學上の「自存權」と「自衛權」との關係に結びつくのであるが、その自存

權とは、「國家の持つ絶對的な國際的權利の中で最も基本的であり、重要なものの一つ、そして他の凡ての權利の基礎にあるもの、それは自存權である」<sup>35)</sup>「自存權は國家の持つ絶對權である。凡ての學者が正當にも述べてゐるやうに、それは一切の國際的絶對權の内の第一のものであり、最も重要なものであり、そして他の大部分の絶對權の根本的基礎をなすものである」<sup>36)</sup>とされてゐるのである。またそれは、ただに國家を現狀に維持するのみではなく、その狀態を更に改善、發展させる權利でもあるとされてゐるのである。即ち、自己を完成し、現在の福祉の程度より一層向上し、一切の種類物質を獲得し、正當な手段によつて領土を擴張し、國內資源と國力の一切の要素を發達させ、精神的にも物質的にも偉大となり、科學、産業、國民藝術の進歩を援助する權利でもあり、<sup>37)</sup>その結果として、國家はその富を増大させ、産業力を増進させ、「藝術と科學の分野に於て向上し、科學的な、或は藝術的な使節を外國に送ることが出来る」のであるとされてゐる。<sup>38)</sup>このやうに自存權には、「自己の存在の維持」と、「自己の生成發展」とが含まれるとされるのであるが、『平和の内に生存する』とは將にこの意味なのである。そして「自衛」とは、急迫不正の侵襲からこの自己の平和の内に生存する權利を衛ることであると定義することが出来るであらう。<sup>39)</sup>(これ以上、國際法學に立入つて述べることは出来ないが)「結局に於て自存權と自衛權とは同じものに歸する」と云ふ見解には從ひ難い。何故ならば、一般的に云はれてゐるやうに、假に國際的警察組織が完成して、平和の内に生存する權利を自分で衛る必要がなくなると云ふやうな事態が起つたとしても、平和の内に生存する權利そのものは依然として存在する筈であるからである。「國家の自存權」が次第に、「國民の自存權」へと進化して行くと云ふ意味に於て、それがもとの古い形のままでは存在し得なくなると云ふことは認められるとしても。

(三) 要するに、この憲法の下に於て持たれる日本國民の武力は、戰爭のために(戰力として)ではなく、平和維持

のために、(自衛力として)、即ち、國民の恐怖と缺乏から免かれ平和の内に生存する權利を齎るためにのみ持たれ、またそのためにのみ使用されねばならないのである。

そして、その武力を、『戦力』たらしめないうやうに、またそれを、『國際紛争解決の手段として』用ひないうやうに、即ち、その武力を憲法第九條の枠から逸脱しないやうに絶えず制御してゆくところにこそ、憲法擁護の眞の意義が存在するのであると云つてよいであらう。

### 第三節 第九條に關する英文の變遷

(一) 總司令部がアメリカ合衆國政府に對して提出した「日本國の政治的再編成」と題する報告書中に見られるマッカーサー・ノート。<sup>40)</sup>

“War as a sovereign right of nation is abolished, Japan renounces it as an instrumentality for settling its disputes and even for preserving its own security. It relies upon the higher ideals which are now stirring the world for its defense and its protection. No Japanese Army, Navy, or Air Forces will ever be authorized and no rights of belligerency will ever be conferred upon any Japanese force.”

(國權の發動たる戦争は廢止される。日本國は、戦争を、紛争解決の手段としては勿論のこと、自國の安全防衛の手段としてをも放棄する。日本國は、その防衛と保安に關して、今や世界を揺り動かしつつあるところの、より崇高な理想を頼みとするものである。日本の陸軍、海軍、空軍は決して許されなうであらうし、交戦權は、日本のいかなる武力組織に對しても決して與へられなうであらう。)

ここで特に注意するべき點は次の三つである。

- (i) 起案者が、「紛争解決の手段」たる場合と、「自國の安全防衛の手段」たる場合とを區別して考へてゐたこと。
- (ii) そしてその兩方に關して、「戦争」は全面的に廢止されるとしてゐたこと。
- (iii) 陸軍、海軍、空軍、並びに交戦權については、むしろ他國が日本國に、それらの保持を許可せず、また交戦權を付與しないであらうと云ふ規定の仕方になつてゐること。（そしてこれは、「日本國の戦争遂行能力は破砕されるべし」とする、ポツダム宣言第七條の規定に由來するのである。）

(二) 一九四六年二月一三日、總司令部が大日本帝國政府に對して非公式に示した憲法草案第八條。

“War as a sovereign right of the nation is abolished. The threat or use of force is forever renounced as means for settling disputes with any other nation. No army, navy, air force or other war potential will ever be authorized and no rights of belligerency will ever be conferred upon the State.”

（國權の發動たる戦争は廢止される。武力による威嚇又は武力の行使は、他國との紛争解決の手段としては、永久に放棄される。陸軍、海軍、空軍又はその他の戦力は決して許されなからうし、交戦權は國家に對して決して與へられないであらう。）

ここで特に注意するべき點は次の三つである。

- (i) 「戦争」は全面的に廢止されてゐること。
- (ii) 「武力行使」及び「武力威嚇」が新に追加されたが、この兩者は、「紛争解決の手段」たる場合にのみ放棄されてゐること。
- (iii) 陸軍、海軍、空軍と並んで、「その他の戦力」が追加されたこと。



(三) 一九四六年三月六日、大日本帝國政府が發表した「憲法改正草案要綱、第九」附屬の英文。

“War, as a sovereign right of the nation, and the threat or use of force, is forever abolished as a means of settling disputes with other nations. The maintenance of land, sea, and air forces, as well as other war potential, and the right of belligerency of the state will not be recognized.”

(國權の發動たる戰爭と、武力による威嚇又は武力の行使は、他國との紛争解決の手段としては、永久に廢止される。陸、海、空軍、その他の戦力の保持、及び國の交戦權は承認されないであらう。)

ここで特に注意されるべき點は次の二つである。

(i) 「紛争解決の手段としては」と云ふ條件が、「戦争」「武力行使」及び「武力威嚇」の三者に掛かつてゐる。

(ii) それならば、當然“are……abolished”となるべきであるが、“is……abolished”となつてゐて、英文上やや難があること。

(四) 一九四六年六月二〇日、大日本帝國政府が議會に提出した「帝國憲法改正案、第九條」附屬の英文。

“War, as a sovereign right of the nation, and the threat or use of force, is forever renounced as a means of settling disputes with other nations. The maintenance of land, sea, and air forces, as well as other war potential, will never be authorized. The right of belligerency of the state will not be recognized.”

(國權の發動たる戰爭と、武力による威嚇又は武力の行使は、他國との紛争解決の手段としては、永久に放棄される。陸、海、空軍、その他の戦力の保持は決して許されないであらう。國の交戦權は承認されないであらう。)

こゝで特に注意せらるべき點は(三)に同じ。

(五) 一九四六年一月三日、日本國政府が公布した「日本國憲法、第九條」附屬の英文。

“Aspiring sincerely to an international peace based on justice and order, the Japanese people forever renounce war as a sovereign right of the nation and the threat or use of force as means of settling international disputes. In order to accomplish the aim of the preceding paragraph, land, sea, and air forces, as well as other war potential, will never be maintained. The right of belligerency of the state will not be recognized.”

(正義と秩序とを基調とする國際平和を誠實に希求して、日本國民は、國權の發動たる戰爭と、國際紛争解決の手段たる武力威嚇又は武力行使を、永久に放棄する。前項の目的を達成するために、陸、海、空軍、その他の戦力は、決して保持されないであらう。國の交戦權は承認されないであらう。)

こゝで特に注意せらるべき點は次の三つである。

(i) 「日本國民は」と云ふ主語が入つて、放棄の主體が明確化された爲、今まで「廢止される」、或は「放棄される」と受動形で表現されてゐたのが、「放棄する」(renounce)と能動形に改まつたこと。

この爲、更に帝國憲法改正案の「陸、海、空軍その他の戦力は、これを保持してはならない」が、日本國憲法では「陸、海、空軍その他の戦力は、これを保持しない」に改められた。但し、交戦權に關しては依然として、「國の交戦權は、これを認めない」となつてゐるので、「自ら否認するのである」と云ふ補足説明的な解釋を取らねばならぬ。

(ii) 「戦争」は全面的に放棄されてゐること。

(iii) 「武力行使」及び「武力威嚇」は、「紛争解決の手段」たる場合にのみ放棄され、従つて、「自國の安全防衛の手段」たる場合には放棄されてゐないこと。即ち英文の構成上、*“as means of settling international disputes”* は、*“the threat or use of force”* のみに掛かる形容詞句であると解するべきであること。

「英文憲法の確定版に於ては、第九條は“*Aspiring……*”とあり、『國際紛争を解決する手段としては』この文句は、『戦争』には掛からない書き方となつてゐる。<sup>41)</sup>」この修飾語は英譯文から見ると、戦争を限定してゐるとは到底解し難い。そこにはかう書いてあるからである。“*Aspiring……*”即ち國際紛争を解決する手段としてはと云ふ一句は、武力による威嚇又は武力の行使だけに掛かるので、戦争を限定する意味は全然ないからである。<sup>42)</sup>」もちろん新憲法の内容は日本文によつて正式に表現されてゐるのであり、各條規の解釋は、公布された日本文に即してなされねばならぬ筈であるけれども、草案の作成されるに至つた経過並びにそれをめぐる現實の諸事情の上から見て、各條規の意味を明らかにするに當り英文が重要な手掛りとして役立つことも否定し難い、英譯では第九條第一項は、“*Aspiring……*”となつて居り、恐らく『日本國民は、國權の發動たる戦争と、國際紛争を解決する手段たる武力による威嚇又は武力の行使は、永久にこれを放棄する』と邦譯するときは、この英文の眞意を傳へることが出来るであらう。<sup>43)</sup>」即ち、自衛の手段たる武力威嚇又は武力行使は、英文憲法上、放棄されてゐないのである。

#### 第四章 日本國の安全保障について

國際的な平和機構たるべき國際連合は、「平和的手段」たること、即ち國際問題の討論の廣場 (world forum)

たることをこそ本來の任務とすべきものであつて、如何なる理由にもせよ、これに「強制的手段」、即ち國際的制裁機關としての役割を期待することは、（國際聯盟の場合に於てもさうであつた如く）恐らく國際連合自體の分裂を期待することに他ならないこととなるであらう。

- (イ) かくして、「武力攻撃に對する日本の安全は、國際連合によつて保障されること」とする立場が、理論上、誤りであり、そしてまた事實上、有名無實なものであるとするならば、いつたいわれわれは何にその安全を託すべきなのであらうか。「何處にも安全保障の道が講じられていない状態に、果して國民大衆が納得し得るかは疑わしいのであつて、もし安全保障にたいする國民大衆の要求が強いとすれば、何等かの方法でこの要求を満たす必要がある。」<sup>45)</sup>

- (ロ) またこの國際的條件の下に於ては、わが國が非武装のままであることが、かへつて國際的緊張を強める原因となるやうなことはないであらうか。

ここに於てわれわれは、非武装こそ平和への道であるとする説の若干について検討すべき段階に達したやうである。

(第一)

「フォスター・ダレス氏が或る日、日米協會の講演で、この眞空學説を發表するや響きの聲に應ずるやうに誰も彼もが眞空、眞空と叫び、眞空説はニュートンの引力説と同格の法則として、日本の指導者達に受入れられるやうになつた。なるほど國民大衆の恐怖と不安の念をかきたて、國民大衆の素朴な自衛本能に訴えて再軍備にかり立てる爲には、これはたしかに巧妙なタトエである。しかしタトエは如何に巧妙で適切でも何時もタトエとしての妥當性しか持たないものだ」と云うことを忘れてはならぬ。空氣は針の穴を通してでも眞空を満たさないでは置かぬだろう。しか

し共產主義の兵隊は針の穴を通過することは出来ない。そこで共產勢力の侵略はあり得るものだとしても、空気のよう  
に容易簡單に、かつ必然的に真空の場所に流れ込めるものではない。だとすれば、非武装状態にして置くことから  
来る共產勢力侵入の危険の大きさと、再武装することによつて生ずる對外的および國內的の危険の大きさを冷靜に  
比較判断して始めて再軍備の賛否がきまるのであつて、空気が真空を滿たすと云うことから再軍備に飛躍するのは、  
ひとびとの錯覺に訴えて、國民大衆を再軍備と戰爭にかり立てようとする悪質の扇動にほかならぬ。なるほど真空の  
所には空気が侵入するおそれがある。しかし空気の代りに火薬を滿たして置けば安全だろうか。一本のマッチで大爆  
發をする危険がある。再軍備反對論者の指摘しているように、軍備が侵略を防止する可能性よりも、侵略者に侵略の  
口實を與え、侵略をチヨウ發する可能性の方が遙かに大きいと云う主張は今わが國の置かれてゐる現實の情勢の下で  
は、特に耳を傾ける必要がある。<sup>45)</sup>」として「真空説」を一面的に否定し去る説がある。しかし、真空は單なる譬喩た  
るに止らず、事實上存在するのであると云はねばならない。何故ならば、一九四五年以來、わが國は武装解除されて  
ゐるので、占領軍が引揚げてしまへば、其のあとに武力的真空状態 (a vacuum of power) が残ると云ふことは、  
誰しもこれを否定することが出来ないからである。そして、若し世界中がすべて「武力なき状態」に置かれてゐると  
假定するならば、其處には何の危険も存在しないであらうが、世界中に「火薬」が充満しようとしてゐる現状に於て  
は、この武力なき状態は實に、いづれの外國にとつても、「自國にとつて危険この上ない状態である」と感ぜられる  
のである。従つて、若しもソビエトが「主たる占領國」であつたとしたら、恐らくソビエトの大使が真空説を唱へて  
ゐたことであらう。ソビエトがわが國を非武装のままに放置して置くなどとは考へられないのである。

戰敗國たる樞軸諸國を、再武装させるか、非武装のままにして置くかは、戰勝國たる連合諸國の意思次第であり、

連合諸國內に協調が保たれてゐた間は、樞軸諸國を武装解除して置くことが、連合諸國にとつて共通の利益であつたが、連合諸國內が新しく敵、味方の二大陣營に分裂した後に於ては、樞軸諸國を、味方の陣營に引入れて再武装させること、若しくは、その逆に、樞軸諸國が敵の陣營に引入られて再武装させられることを防止することが各々の陣營の利益となつたのであると云ふ刻薄な權力政治パワー・ポリティクスの一面の存在することを一概に否定し去ることは出来ないものであり、またわが國が武装や非武装を自由に選擇し得るやうな正常な状態からではなく、わが國は、連合諸國に對する「無條件降伏状態」から出發しなければならなかつたのであると云ふ點を無視することは出来ないであらう。

「再軍備論者が自衛、自衛と叫ぶとき、この人達はサルヴァドルやグワテマラから兵隊が攻めよせて來ることを想定しているだろうか。決してそうではない。彼等の想定している侵略者は第一級の火器や戦車や飛行機を持ち、恐らくは原子爆弾をさえも持つている。こういう侵略軍を前にして現在わが國の經濟力の許す『最小限度の』軍隊は、ひつきようおもちやの兵隊でしかないものではなからうか。……そうしてせつかくつくられた軍隊に依つては、わが國を衛るに足りないことが初めから豫想され、侵略に對する自衛は主として國外からの軍事力に依存することが豫定されているのだから、これは再軍備論に理論的根據を與えたと云うよりも再軍備論の自爆と云つた方がよい。」<sup>46)</sup>まして新しく生れるフランケンシュタインの怪物が、世界的規模に於て暴れまわる第三次大戰の様相は、ただわれわれの想像を絶するといふ以外にはない。もはや小さな祖國の防衛も何もない。……果して現在日本の再軍備論者は、このやうな未來戰爭の規模と可能的現實とを覺悟した上で發言してゐるのであらうか。それとも彼等すらいふ如き他の『アジア諸國には毫も脅威とならない』程度の再軍備をもつて、至極手際よく自立し得るだけの規模で、注文通り戰爭が踏み止つてくれるやうな身勝手な希望的觀測でゐるのであらうか。もしわれわれが、たとへ『十二歳程度』の想像によ

つてもよい、来るべき世界大戦圖を描いてみるならば、はつきり云ふが、四つの島の祖國防衛などは明治維新當時に於ける舊藩獨立論にも似た、すでに完全に非現實的な小さな問題なのである。<sup>47)</sup>「祖國といひ、自衛という言葉の呪術は、もういい加減にやめるがよい。」なるほど、これら再軍備反對論者が正當にも指摘してゐるやうに、「個別的」自衛措置のみに頼ることは、已に時代錯誤ではあるけれども、さればと云つて現在、祖國防衛の責任を他國に轉嫁して置くこと云ふことは一層ナンセンスではないであらうか。

ただそれのみではない。「もはや戦時に役立たないから無意義である」と云ふことは、意識的にせよ、無意識的にせよ、「戦時に役立てば有意義である」と云ふ考へ方を前提としてゐるのであつて、このやうに平和論を、平時、平和維持と云ふことからではなくて、戦時から説き起こさうとする態度は、再検討を要するのではないであらうか。

「四つの島の祖國防衛などは、既に完全に非現實的な小さな問題なのである」と説くこの論者は、再軍備反對の理由の一つとして、「要するに武装平和は、戦争をただ數年間未來へ押しやるだけであつて、かつて戦争に導かなかつた武装平和は、恐らく一つとしてなかつたからである。しかも將來現實に豫想される日本の再軍備は、決してスイスに於ける軍備のやうな、純粹に自主獨立のそれではない。明かにアメリカを中心としてつくられるソ連包圍陣と云ふ世界政策の一環としてのものだからである。」<sup>49)</sup>と述べてゐるが、たとへ戦争を「數年未來へ」押しやるだけであつたとしても、否、戦争をただ「明年へ」押しやるだけであつたとしても、それは、(論者の云ふやうに第三次大戦の様相が慘憺たるものであればあるだけに一層)貴重なことなどではないであらうか。また論者は、「かつて戦争に導かなかつた武装平和は恐らく一つとしてなかつた」と云ふけれども、かつて「武装平和でない平和」が一つとしてあつたであらうか。更に例へばスイスの武装は、スイスを戦争に導かなかつたばかりではなく、かへつて世界を戦争から平

和に導くのに與つて力があつたのではないであらうか。「即ちスイスは歐洲に於て二回の大戦に卷込まれなかつたほとんど唯一の國である。スイスでは動員が行はれ國土防衛のために國境を堅めた。獨立のためには戦鬪をも回避しなかつたであらうことも知られてゐる。侵略をしかねない連中も、これがわかつてゐたので中立を侵犯するに至らなかつたのであらう。そこでこの國民は免れたのである」<sup>50</sup>が、そのことは同時に、赤十字運動その他を通じて、この二回の大戦からの「平和の回復」に大いに役立つ基盤となつたのであつた。若しも、スイスの武装平和がなかつたとしたら、この兩大戦の結果はもつと救ひ難いものとなつてしまつてゐたかも知れないのである。

再軍備反對論者は、中立國スイス及びスエーデンを好んで援用するので、特にこの兩國が今日、どのやうに武装されてゐるかについて一言して置かう。

「注意すべきことは、この中立は必要な場合には武器を執つて自ら防衛することを意味し、従つてその本名は獨立である」と云ふことである。……中立は建設的意味を持ち、受動的な性格を失ひ、武器を執つて防衛せねばならぬ時になると英雄的な意味さへ持つやうになる。スイス人は周知の如く、中立のためには戦ふことをも辭せず、必要の場合には最後の一人の生命までも犠牲にすると私は信じてゐる。中立のためには戦ふことをも辭せず、必要の場合には多少の滑稽さはある。……しかしスイスの中立は勇敢に死の危険を冒し、武器を執つてこれを防衛する時にこそ光榮ある中立となるのである。……スイス民主主義は、軍隊が國民又は民主主義自體と不可分であるところの武装民主主義であることを會得せねばこれを完全に理解することは出来ない。……如何なる國でも初期の兵役は別として、スイスのやうに莫大な努力を市民に要求するところはないであらう。三十二歳までに兵卒ならば五十週間を、中尉ならば百週間を、參謀大尉ならば三年餘を捧げてゐるのである。これらの義務は少しの不満もなく受入れられるばかりでなく、



むしろこれを榮譽と見なすのである。兵卒はその装具と銃を、時には彈藥さへも一緒に自宅に持ち歸つてこれが保管の責に任ずる。モンテスキューは『政府がすべての市民に武裝を許す國家は餘りない』と述べたが、スイスは確信を以てこれを實行し、今日に至るまでこれを悔いることはなかつた。……アングロ・サクソンの兵卒の中にはその装具も賣り飛ばす者があると云ふことを聞くが、そのやうなことはスイスでは言語同斷のことと云ふよりも、むしろ信じ難いことなのである。……この傳統は失はれてゐないし、この軍隊がそれによつて指導される良心と嚴格さとはただただ驚嘆のほかはない。若しもこの軍隊がやむを得ず戦はねばならなくなつた時には、その忍耐力、その抵抗力、及びその英雄的行爲は定めし全世界の人々を驚かすことであらう。」<sup>51)</sup>「スエーデンが米國、ソ連、英國に次ぐ世界第四の空軍國だと云つたら、讀者の中にはそれは本當かと目を丸くして反問する人があるかも知れない。……空軍ばかりではない。陸海軍も相當なもので、海軍は海を越えて近づこうとする侵略者の如何なる企圖をもたたくつぷすだけの強力な艦隊を持つてゐるし、陸軍は五日以内に、よく訓練された近代裝備の七十萬の地上部隊を動員することが出来る。スエーデンの全人口七百萬人の一割に當るわけで、この動員力は驚くべきものといわなければなるまい。ストックホルムのアフトンブラーデット紙の論說記者G・ミューレルヌ君は、スエーデンが二十億クローネ(約四億ドル)以上を國防費に注ぎ込んでゐる事實を私に指摘してくれた。これは全國家豫算の約五分の一に當る。」(「スエーデンを探る」朝日新聞一九五四年一月七日號)

## (第二)

『それにしても、一九五二年という年は、日本國民が完全に衛星國に轉落した祖國の現實をいやでも見せつけられたと云う史上最も銘記すべき年であろう。昨年のサンフランシスコ會議に於て、ポーランド代表やチエコ代表が、小

便に立つソ連代表グロムイコの後をあわてて追つかけたとかいう光景に對して、日本世論の大部分はその衛星國的卑屈さをいつかど笑つたものであつた。だが最近二、三ヶ月、國府選擇から行政協定成立に至るまでの經過を冷靜にたどつて見るならば、これを、しかも和解といひ、信賴という有頂天の團扇太鼓をたたいてゐるものは、日本人だけであり、これをカーテンの彼方の世界から見るとすれば、あのチェコ代表やポーランド代表と何の選ぶところがあるか。……怒りを忘れた國民は、亡國の國民である。今日、日本人に最も切實に要望されるものは、反抗と不従順の美德である。<sup>52)</sup>「私は情けなくなつた。正直のところ、内灘村民は馬鹿だと思つた。接收反對運動で敗れた上、もう一度、村長選舉で敗れている。何度欺かれたら目が覺めるのか、手のつけようのない人たちだとも思つた。文字通りこれは日本の縮圖である。日本の有權者が、何度も何度も、自分たちの首を締める吉田内閣を成立させているのと全く良い勝負だ。村を訪れた時、私は、接收のために金澤までやつて來る外務省國際協力局長伊關佑二郎はダレスをつくりだし、村當局は小型の吉田政府だと語つたことがあるが、敗北の苦汗が舌頭にある間に再び自由黨の村政府を自分の手で作り上げているのも、これまた小型の日本である。呆れて物が云えない。」<sup>53)</sup>と説く人がある。しかし、わが國內に軍事基地が在ると云ふことは、わが國が自衛のために必要な自らの武力を持たないと云ふことに起因する問題の中のただ一片に過ぎないのである。

假に接收反對運動が大規模の内亂や騷擾にまで擴大し、アメリカ軍がそれを「鎮壓」する爲に出動するやうなことになるならば、ソビエト軍もまた日本「解放」の時機を掴むこととなり、<sup>54)</sup>かくて、砲彈試射場のみかは、家も田畑も火と燃える「第二の朝鮮」となるかも知れないことを恐れるの餘り、(或は、更にそれが世界大戰への導火線となるかも知れないと云ふことを危懼するの餘り、)内灘村民が、やむなくその接收反對運動を中止したのだとしても、それを

以て「手のつけようのない」馬鹿だとか、「呆れて物が云えない」程の馬鹿だとか評するのは餘りにも酷に過ぎるのではないであらうか。何故ならば、かつてこれら知識人達の共同研究の成果として、「現代戦争に於て、交戦國の方から、敵國の政府及びそれに關連する一握りの邪惡な人々の排除のみが目的で、一般の平和的な國民を敵とするものではないといふことが繰返し力説されるにも拘らず、現實には、都市空襲が最も端的に示すやうに却つて政府要人や機關は、いち早く安全な場所に疎開し、最も慘憺たる被害を蒙るのは、家を焼かれ、近親を失つて彷徨する無辜の民衆であるのが、皮肉といふにはあまりにも痛ましい現代戦争の實相なのである。」<sup>55)</sup>と報告されたことがあつたが、それはまた「現代内亂の實相」でもあるからである。

一九五二年六月、『血のメーデーと日本の革命』と題する緊急特集號の中の「青年よ、武器を執るな」と云ふ座談會に於て、<sup>56)</sup>柳田謙十郎氏は、青年の再軍備反對論に三種類があることを指摘し、「第一の種類のものは、極めて單純に、兵隊に出て死ぬのは嫌だ。また兵隊は嫌いだ。と云う素朴な立場からやつているんですね。……第二の種類のものは、……この前の戦争の經驗を通じて國家權力に對する信頼感を失つている。……戦争をはじめようとするものは、一概にただ「國家に對する義務」だとか、「忠君愛國」「祖國防衛」などと云うことを云いますが、しかしそれについて、この前の經驗を通じてこりています。それに對して一つの經驗が入つているのであつて、單なる素朴なものではないのです。……第三の種類のものは、もつと科學的など云うか、合理的な批判が入つている。それはどう性質のものかと云いますと、獨立國になれば、軍隊が必要だ。また祖國防衛ということの爲に、軍隊が必要だと云うこと位は、一應ちやんとわかつてゐる。しかし現在の日本の状況の下にあつては、われわれが兵隊になると云うことが、一體何を意味するか。政府では講和條約が成立した、何の協定が出来たと云うことで、旗まで立てて祝うと云う

ようなことを云つてゐるが、果してそれが平和條約であるかどうか。獨立國になつたと云つてゐるが果して獨立國になつてゐるかどうか。青年達はそれを洞察して、現在の日本の状態は、過去に於て日本が中國から獨立させた滿洲國と同じ状態ではないか。そういう状態に於てわれわれが兵隊として軍務に服すると云うことが、一體何を意味するかと云うことを考えた場合に、これは自分の國の爲の軍隊じやない。「防波堤」とか「人的資源」とか云う言葉が用いられてゐることにほつきりしてゐるように、これでは外國の防波堤だ。なるほど外國にとつては「防波堤」は必要でしようけれども、しかし「防波堤」自身は波をかぶります。そうして憎しみも怨みもないアジアの諸民族と鐵砲の射ち合いをし、殺し合いをする。他の國の爲にわれわれが犠牲になつて、自分達の命を滅ぼして行く。その爲に自分達は死んで行くのだ。だからして、そんな兵隊は嫌だ。かう云う考え方ですね。」と述べてゐる。

若しも、このやうに「獨立國には軍隊が必要である。」「現在、日本は獨立國ではない。」と云ふ二前提から出發するならば、當然、「獨立國となるために、青年よ銃を執れ。」と云ふ結論が出て來るのが、合理的でもあり、科學的でもあると考へられるのに、その反對が主張されてゐるのは、何故であらうか。論者は續けて云ふ。「やはり日本の獨立心と云うものを本當に養うと云うことは、現實に差迫つて來てゐる權力に抵抗する。その結果が本當に國民を強くし、立上らせると思ひます。」「一つの民族がその失われた獨立性を恢復しようとする時、また戰爭屋の野望を打ちくだこうとする時、絶對安全な道と云うようなものは存しない。だからと云つて勿論どんな冒險主義やとび上りをやつてもよいと云うのではないが、生活に追いつめられた人達の現實の動きと云うものは中々さう合理的ばかりには行かない。殘念なことだが支配者側のチヨウハツにも乗せられる。そしていよいよ苦難の道を歩むように追ひこまれることもある。しかしまた其處からこれを突破する生命の力が強く白熱化して來る。」と。日本は獨立國であらねば

ならない。しかし軍隊を持つてはならない、と云ふのならば、日本は軍隊を持たずに如何にして獨立し得るのかが、もつと納得ゆくやうに説明されねばならないのである。「青年よ銃を執るな。しかし火焰ピンを執れ。」と云ふのは、恐らく、大方の青年の賛同を得ることは難しいであらう。

『將來、徴兵制度と志願兵制度とどちらがよいでしょうか』と云ふアンケートに對する日本共產黨代議士井之口政雄氏の「今、再軍備はどちらによつても不可、眞に人民の手に政權が歸屬した場合の人民解放軍」と云ふ解答、及び『再軍備を進めるか』と云ふ質問に對する日本共產黨の回答、「再軍備反對。ただし、民族解放完全獨立後は、國民軍を組織し、帝國主義侵略戰爭に對して斷乎たる祖國防衛に備う。」(日本週報、一九五二年九月一五日號)もまたこの系列に屬するものやうである。

### (第三)

(1) 「日本國民のように、平和主義も民主主義も最近に知らされたばかりであり、數百年來の武家思想と明治以來の軍國主義が深く根ざしている場合に、再び軍隊を設ければ、やがて軍部が勢力を張り、軍閥がはびこり、ついではまたまた軍國主義と帝國主義が盛んになる危険が少くない。むしろ必然である。それだけに日本自身の再軍備は何處までも避けなくてはならない。そうすると残る所は、國際的保障しかない。外國から攻撃や侵略をこうむつた場合に、他の諸國から援助を受け、それによつて日本の安全と獨立を確保することである。この國際的保障には色々な方法がある。國際連合の援助を受けるのも一つの方法である。一國又は數國との特別の協定によつて、援助を受ける約束をして置くのも一つの方法である。ただ單純な約束だけでは急に攻撃や侵略が起つた場合に間に合わないおそれがある。そこでいくらかの軍隊をあらかじめ日本に駐在させて置くことが必要になる。この駐在に關する協定がいわゆる軍事

協定である。ついでながら、こうして駐在する軍隊は今までの占領軍とは異なるから、日本の内政や外交に干渉することはない。また日本自身が軍隊を持つのではないから、日本に軍部や軍閥の生じるはずはなく、軍國主義の起る危険もない。つまり再軍備にともなう危険がないわけである。」<sup>58)</sup>「駐屯又は駐留する外國軍は、自國の主體的な戦力でなく、少くとも日本國がこれを指揮し得る軍隊でないことは何人にも明瞭であろう。また憲法は自衛權を保留するものであるから、この自衛權を外國軍の力に俟つことは憲法の法的精神より云つて否定されないと見なければならぬ。」  
「思うに外國軍の駐屯ないし駐留による戦力は、明らかに日本國の主體的な軍備、即ち日本國の主體的な戦力ではない。のみならずそれは他面に於て日本國の戦争能力と軍國主義の復活を監視する意味を持つものであり、日本國に對する一種の保障占領軍としての役割をも持つていと云えよう。」<sup>59)</sup>とする外國軍依存説がある。しかし、何故、わが國民だけは何時までと云ふ際限もなく外國軍によつて「監視」されねばならないのであらうか。また論者が云ふやうに駐屯軍が「自國の主體的な戦力でなく、少くとも日本國がこれを指揮し得る軍隊ではない」と云ふことは、たしかに明らかではあるけれども、しかし、そのことは取りもなほさず、その軍隊が法的にも事實的にも全くわが國民のコントロールの外にある軍隊であると云ふことであり、換言すれば、その外國軍の出處進退は、凡て、その外國の意思によつて決定されるべきものであると云ふことを意味するのである。即ち、若し、その外國軍がアメリカ軍である場合には、その軍隊は本來、「アメリカ國民の、アメリカ國民による軍隊」であり、従つて第一義的には、「アメリカ國民のための軍隊」であると云ふことは云ふまでもないことなのである。

この點を現在の「日米安全保障條約」に立入つて述べてみよう。即ちこの條約の前文には先づ、「日本國は、その防衛の爲の (for its defense) 暫定措置として、日本國に對する武力攻撃を阻止するため (so as to deter an armed

attack upon Japan) 日本國內及びその附近にアメリカ合衆國がその軍隊を維持することを希望する。」とあり、これに對して、「アメリカ合衆國は、平和と安全のために (in the interest of peace and security) 現在、若干の自國軍隊を日本國內及びその附近に維持する意思がある。」と云ふのであるから、日米双方の意思は、あらゆる面に於て一致してゐるやうに思はれる。しかし更に詳細にこの條約を分析して見ると、なるほど「日本國內及びその附近にアメリカ合衆國がその軍隊を維持する」と云ふ事實 (駐兵事實) については双方完全に一致してゐるのであるが、しかし「何の爲に」それを維持するのかと云ふ目的 (駐兵目的) に於ては双方必しも同一であるわけではない。即ち日本は「日本國に對する武力攻撃を阻止するために」その維持を希望するのであるが、アメリカは「平和と安全のために」それを維持する意思があると云ふのである。そして若しも後者の云ふ「平和と安全のために」と云ふことが、専ら「日本國の平和と安全のために」と云ふ意味であるならば、双方はその目的に於ても完全に一致するわけであるが、しかし後者の「平和と安全のために」と云ふのは、必しも「日本國の平和と安全のために」と云ふ意味ではなく、むしろ、もつと廣義の「國際の平和と安全のために」と云ふ意味であることは、第一條「この軍隊は極東に於ける國際の平和と安全に寄與し」(to contribute to the maintenance of international peace and security in the Far East) 第四條「日本區域に於ける國際の平和と安全の維持のため」(of international peace and security in the Japan area) 等から容易に類推し得る所である。<sup>60)</sup>そしてこの所謂「國際の平和と安全の維持」こそアメリカ軍建軍の精神なのであるから、この駐屯軍の使用目的を規定してゐるところの本條約第一條「この軍隊は、極東に於ける國際の平和と安全の維持に寄與し、ならびに、一又は二以上の外部の國による教唆又は干涉によつて引起された日本國に於ける大規模の内亂及び騷擾を鎮壓するため日本政府の明示の要請に應じて與えられる援助を含めて、外部から

の武力攻撃に對する日本國の安全に寄與するために、使用することが出来る。」に於ても、「日本國の安全に寄與する」(日本國に對する武力攻撃を阻止するために)と云ふ目的が、「極東に於ける國際の平和と安全の維持に寄與する」(平和と安全のために)と云ふ目的に從屬してゐると云ふことは、これもまた當然のことなのである。即ち若し或る國がわが國に對して武力攻撃を行ふならば、それは恐らくアメリカによつて極東の平和と安全を害する行爲と判定されるであらうが、逆に極東の平和と安全を害する行爲と云ふのは、必しもわが國に對する武力攻撃のみには限られない。わが國に對する武力攻撃が存在しない場合にも、アメリカが極東の平和と安全を維持するために必要であると考へるならば、アメリカは何時でもこの駐屯軍を使用することが出来るのである。因みに、「使用することが出来る」(may be utilized)と云ふのは、「必ず使用する」とか、「使用せねばならない」とか云ふ意味ではないと云ふ點にもまた注意するべきであらう。そしてこれらのこと凡ては、この條約が、強大な軍隊を持つ國と、全く軍隊を持たない國との間の保護條約であり、その意味に於て、現在のわが國はアメリカ軍によつて保護されてゐるところの一種の被保護國にすぎないのである以上、不可避的な結果なのであると云はねばならないのである。

しかし、それ自體が「暫定的措置として」(as a provisional arrangement)と云ふ表現を用ひてゐることからも明らかかなやうに、このやうな形式の保護條約は早晚、廢止されてしまはねばならない運命にあるのである。そして本條約の失効條項たる第四條には、「この條約は、國際連合又はその他による日本區域に於ける國際の平和と安全の維持のため充分な定をする國際連合の措置、又はこれに代る個別的、若しくは集團的安全保障措置が效力を生じた日本國及びアメリカ合衆國の政府が認めた時はいつでも效力を失ふものとする。」とあつて、本條約を廢止する爲には、名目上、「三つの方法」があることを示してゐるのであるが、「國際連合による安全保障措置」が、第二章で述



べたやうに現在のところ全く有名無實のものである以上、「個別的安全保障措置」か「集團的安全保障措置」かのいづれかを取らねばならないこととなる。しかもこの兩者はその本質上、決して二者擇一的な關係にあるのではない。何故ならば、先づその前提として個別的な安全保障措置の確立なくしては、いかなる集團的な安全保障措置も、安全保障措置としては存在し得ないからである。このやうにしてこの兩者は前後の關係にあるのであるから、本條約を廢止するための合理的な方法は、結局、唯一つしかないこととなるのである。

個別的な安全保障措置が效力を生じて、この條約が廢止された後、日本國民は改めて自ら集團的な安全保障措置を選択するであらう。何故ならば、その背後に何等かの集團的安全保障措置を豫期することなくしては、いかなる個別的な安全保障措置も現在ではもはや安全保障措置としての意義を持ち得ないことは明らかであるからである。しかるに、若しもこのもの、順逆を無視して、先づ或る種の集團的安全保障條約を發效させることによつて、本條約を廢止させようと試みるならば、それは悔を千歳に残す結果となるのみであらう。既に昨年當地方の新聞は「新國軍には次第に育ての親吉田に逆ふ關東軍化の動きが生れてゐると云ふ。賀陽宮か東久適宮の擁立がこの一派のネライであると云はれるが、天皇や皇太子をアメリカのカイライであるときめつけてゐるところに、民族主義の旗色が窺はれる。」(都新聞、一九五三年三月二日號)と報じてゐる。

(2) 「軍事基地の提供は、アメリカとの抗争國を刺戟して戦争を觸發する恐れもあるが、同時に外國の侵攻を防ぎ、日本の内亂を防遏する力もあることを認めざるを得ない。吉田首相は、かつて議會でこの提供を欲しないと云つた。これは日本國民の誰しもの意思であらう。しかし世界の情勢が更に安定を見、日本の平和的意思が世界に認められるまでは、一方に前途の不安を覺えつつも、他力に於てそれが日本の安定勢力にもなると云ふ悲しい事實を無視するわ

けには行かない。……私の再軍備に反対する最も重大な理由は、日本が敗戦と云ふ多大な犠牲によつて遂げんとする平和主義、文化建設の方向轉換を元の軍國主義へ引き戻す恐れを多分に持つからである。シナ大陸から閉め出しを食つたアメリカが、東亞への進出をソ連や中共の強い反対に對して思ひ切らぬ以上は、どうしても多大の軍事力が要求せられる。従つて今度の講和條約及び保障條約によつて明かに西歐陣營に入れられた日本に對して、地理的關係から多大の軍事的負擔が次第に強制せられることは自然の勢である。日本が武力を以て大陸の勢に抗爭する爲には少々の軍備で足りる筈はない。これには勿論アメリカが援助をするであらうが、日本がその負擔を免れるわけには行かない。かくて最小限の軍備は必要上、最大の軍備になるのも自然の勢である。濠洲は固よりアメリカ自身もそれを欲しないであらうが、しかしアメリカが自分の人的資源の損失を極度に嫌がる立場からも、これを日本に求めるに至るのは必然である。かくして日本が再び軍國主義に舞ひ戻らないと云ふことは殆ど不可能だと信ずる。私は世界二月號の武田清子さんの『ドイツの旅より』を讀んで、スイスの神學者バルト氏がドイツの再軍備について同じやうな危惧を抱いて居るのを見、深い感慨を催したのである。軍國主義的傾向に陥り易い短所は日本人がドイツ人と共通に有するところである。<sup>61)</sup>とする説もある。しかしその「ドイツの旅より」の中で、バルト氏に關して、「ナチをしてスイスに入れない爲にスイスの軍隊がドイツとの國境線を懸命に守つていた頃、自分もその防備の一端を擔おうと、志願して一等兵になつた神學者バルトが鐵砲をかついでラインの鐵橋を守つたことは有名である。その時の思い出話を今度スイスで、私も出た或る會合に於てバルト自ら私共に語り聞かせて下さつたことがある。……人間が人間であることを止め、權力の奴隷にならせられるやうな惡魔的力へのたたかいは、ヨーロッパの老神學者も、學生も、市民も、すべてが死守しようとする一線なのである。」<sup>62)</sup>と述べられてある點に論者が言及してゐないのはやや片手落ちの感がある。何故な

らば、他ならぬその「世界」の二月號には、當のバルト氏自身が筆を取つて、次の如く書いてゐるからである。「一九三八年のロマドカ書簡に於て私は——そしてこれは信仰のためである——まさに起りつつあるヒットラーの武裝的脅迫及び侵略に對する武裝的反抗を人々に呼び掛けました。私は平和主義者ではなく、今日もし同じ狀況が來れば再び同じことをするでありませう。當時に於けるチェッコスロヴァキヤ及びヨーロッパの自由の敵が、この時代に行爲によつて證明し、その後いくたびも證明したところによれば、この敵の力を防ぐのはただ力に依るほかありませんでした。ドイツ以外になほ一つの國家秩序が存在した時、ヒットラーがドイツ國境を越えて侵入した瞬間に、この國家秩序を防衛するには國家と云ふものが何時でも緊急の場合にその秩序を防衛しなければならぬ方法に依らねばなりませんでした。このことがなされねばならないと云ふことこそ、當時まさにキリスト教の立場から云はるべき要點だったのです。世界及び教會が當時持ちたいと思つたところの、あらゆる代價を支拂つての平和は、深く非人間的な、そしてまた深く非キリスト教的な事柄でした。このことを當時私は『叫ばう』と云ふところみただけです。若しも西歐に於ける國家秩序が、時を違へず責任ある防衛を與へられたとしたならば、後で起つた多くの非人間的な、そして非キリスト教的なことも、當時は比較的に苦痛なしに、おそらくは流血すら見ずに、ただ武裝された強固さを示すだけで阻止されることが出来たでありませう。」と。即ちバルト氏は、一方では西獨の再軍備には反對しながらも、他方では「だから私は、若しも私がアメリカ或はイギリスに於ける責任ある政治家であつたとすれば、おそらく必要となるかも知れない軍事的防衛に對する配慮を自分もまた怠ることは出来まいと云ふことを、あからさまに告白しませう。そして若しもスイスが、このやうな展望に備へて、その應分の防衛力をあらたに強化し、整備しようとするならば、これを是認しないなどと云ふことは、なほさら思ひも及びません。」と述べて、祖國スイスが、或は自己が、銃を取つて

防衛に當ると云ふことを否定してはならないのである。それならば何故彼は西獨の再軍備には反對するのであらうか。それは理由のないことではない。何故ならば、西獨が再武装した場合に、それを再び軍國主義化しないやうに、或は帝國主義化しないやうに、コントロールすることは、外國人である彼にとつては、法的にも、事實的にも、全く不可能なことなのであるからである。しかし上記の如く彼は決して「無抵抗主義者」ではないのであるから、若しも、「神は愛である。神を愛する者は人を愛さねばならぬ。人を愛する者は敵をも愛さねばならぬ。而て敵を愛することは武器を捨てることであり、敵を討たざることである。人を殺さざることである。戦争については何事にかかわらず反對することである。……それ故、戦争を否定する者は信者であり、戦争を肯定若くは謳歌する者は不信者であり、キリスト教を否認する者であると云うことになる。戦争はかくの如き信仰によりて止み、平和は神の大愛と大能によつて實現する。従つて戦争に對しては、絶対に無抵抗主義を取るべし、と云うのが新約聖書の福音である。」とする立場こそ、「キリスト者の立場」であるとするならば、バルト氏は恐らく、「キリスト教を否認する不信の徒」と呼ばれねばならないであらう。

## (第四)

更に別の無抵抗主義的キリスト者は、眞空説は全くの想像説に過ぎないと述べた後、「しかし、と人々は反問するであらう、若しも萬一不幸にして外國軍の進駐を見たらどうするか。その場合には日本は民族的獨立の恢復のため更に數年、若くは數十年の苦辛と試煉を経るかも知れない。しかしそのため日本民族が民族として滅亡することはあり得ず、かへつてそれは一層日本民族の性格の陶冶に資するであらう。民族の獨立は尊い。しかし平和國家の理想は更に尊いのである。日本が平和國家の理想を忠實に維持するならば、たとへ假に一時の屈辱と苦難の時期を經過するこ

とがあるとしても、日本民族は必ず有終の美を以て興隆するであらう。これに反し日本民族が天啓によつて興へられた平和國家の理想を捨てるならば、日本が世界史上に印すべき不滅の足跡は無くなり、民族としての存在理由も遂には失はれるであらう。<sup>65</sup>と説く。若しも、外國軍によつて征服され、支配されることが、眞に平和の爲に役立つと云ふのならば、數年、數十年はおろか數百年忍従することもまた無意義ではないであらう。しかし、それが現實には何をもたらすであらうか。この論者が最近再び「民族と平和」と題して、「私の考へでは、共產軍にもせよ、それ以外の外國軍にもせよ、外國軍の侵入を招く原因が國內になれば、如何なる外國軍も侵入をくはだてることはないであらう。大戦中のオランダやデンマークのやうに交戦國の間にはさまれた小國が戰場となる場合は、やむを得ないことであり、またかかる場合少々の軍隊を持つてゐても、外國軍の侵入を防ぐことは出来ない。日本について見ても、もし米ソが交戦するならば、日本は戰場となり、いづれかの交戦國に占領されるおそれがないではあるまい。しかしそのやうな場合に少々の軍備を持つてゐても、ほとんど防衛の用には立たぬであらう。」と述べてゐるのを見ると、「無抵抗主義」は「弱肉強食主義」にやや似てゐるやうに思はれるのである。「われわれは神に信頼する。」「日本國民が平和の理想を堅持して國際的及び國內的に正義の道を歩むならば、神が日本を守るがゆゑに、日本は軍備を持たなくても國民の生活は安全であり、外國の侵略から防衛されると云ふのが私の信念である。<sup>66</sup>」「大國防國家たるアメリカ合衆國も、大軍備國たるソヴィット社會主義共和國連邦も、いづれは日本國と同様の平和主義國家となる世界史的必然性を有することは神の掟であると云つてよい。しかしして日本は、神のこの攝理實現にとくに協力すべき使命を有つ。それは日本民族の光榮ある使命である。そこにこそ眞の民族の自由と獨立がある。ミリタリズムと、『ヒットラー』獨裁下の反動的民族獨立は、實は民族の獨立や自由をもたらすものではない。われわれは祖國防衛とか民族自衛とか獨立とか

の美辭に迷わされず、試験に堪えて世界の平和を守らねばならぬと考えるものである。<sup>67)</sup>「このやうな信念も個人的信仰としては、或は貴いものであるかも知れない。しかし、われわれがここで問題としてゐる「平和」とは、そのやうに高尚で、宗教的な、従つて絶対主義的な、個人の「魂の平和」のことではなく、より世俗的な「國際の平和」のことなのである。そして、國際社會は國家と國家との相對的關係の上に成立つて居り、従つて國際平和の維持は相互的なものである以上、ここに云ふ平和とは、時間性と空間性によつてきびしく制約されてゐるところの「この平和」、この相對的平和以外の何物でもないのである。平和論の中に「絶対的な神」を持ち出すことによつて、「相對的な人間」(mortal)の平和への絶えざる努力を輕視し、乃至は無視してしまふことは正しくないであらう。即ち「米ソが交戦するならば、<sup>68)</sup>日本は戰場となり、いづれかの交戦國に占領されるおそれがないではあるまい。しかしそのやうな場合に、少々の軍備を持つてゐても、ほとんど防衛の用には立たぬであらう。」と云ふ風に平和論は語らるべきではなく、現に米ソが交戦して居らず、またわが國が戰場となつてはゐないところのこの平和を如何にして維持し、如何にして改善して更により恒久性のある平和へと導いて行くかと云ふ相對的問題として、(平和論は)論ぜらるべきなのではないであらうか。

「今日の、そしてまたこれからの日本の國力というものを冷靜に考えてみた場合、そのような再軍備ということが全く「夢ものがたり」に過ぎないことは、何人にもわかりすぎる程わかつていると思ひます。日本の全豫算の何十倍という巨額な軍事費をついやしてつくられてゐるアメリカやソ連の軍備のいつたい何十分の一の軍備が日本に出来るというのでしょうか？そしてそのようなオモチャの兵隊にもひとい國防力をもつて、何千發というおそるべき原子爆弾を持つたソ連やアメリカの「侵略」を一體どうして防ぐことが出来るのでしょうか？巨大な火藥庫が

爆發するにも等しい勢力でやつて来るにちがいないソ連やアメリカの原爆攻撃に對して、一本のマッチにも等しい國防力が、一體何が出来るといふのでしようか？ そのような一本のマッチにも等しい國防力が、たんにソ連やアメリカの「侵略」を防ぎ止める上に何の役にも立たないばかりでなく、かえつて、なまじ一本のマッチを持つてゐることによつて「火藥庫」に火をつけるような結果を招いてしまふのではないでしようか……。武力によつて國の獨立を守るといふ考えは、少くとも、日本のような小國にかんするかぎり、まったく意味がないのです。<sup>69)</sup> 果してさうであらうか。

## 結 語

ここでは、一八世紀乃至一九世紀に於けるカント及びクラウゼヴィッツの戰爭概念が引用される關係上、「戰爭」と云ふ語が、一九〇七年以前の意味に於て、即ち戰爭と武力行使が未分化のまま、その兩者を含んだものとして、使用される。

「常備軍 (miles perpetuus) は漸次的に全廢せらるべきである。」「何故ならば、常備軍は常に武器を取つて立ち得る用意が出来てゐるから、他國をして常に戰爭の危懼を感ぜしめ、このやうにして、互に他を刺戟し合つて無限に軍備の優秀を競ふやうにさせ、そしてその結果、遂にそれに費される戦費のため、平和の方がむしろ短期の戰爭よりも一層重荷となつて来る。かくてその重荷から脱するために常備軍そのものが攻撃戰の原因となるからである。それのみではない。人を殺すために、或は人に殺されるために雇はれると云ふやうなことは、人間を單なる機械や道具として他のもの(他の國)の手によつて使用することを意味するものと考へられる。これはわれわれ自身の人格に於ける人間性の權利に恐らくは合致しない。もつとも、國民が自發的に定期に武器に習練し、以て自己と祖國とを他國の攻撃に備へんとするのは、これと全く趣を異にするのである。」<sup>70)</sup>とカントはその著「永久平和の爲に」の中で述べてゐる。

るのである。ここで彼が軍備の漸次的全廢を主張してゐることは注目し價すると思はれる。「哲學的草案」と云ふ副題を持つこの論文の中で、彼が軍備「全廢」と云ふ概念と、軍備「縮小」と云ふ概念とを曖昧に混同して用ひてゐるとは考へられないし、また事實、軍備の縮小では他國の抱く「戰爭の危懼」を解消せしめることにはならない。そして更に次章にも「相互關係にある諸國家にとつて單に戰爭をしか含まないやうなその無法則狀態から脱する爲には、理性によればただ次の方法しかあり得ない。即ち國家も正に個人と同様にその未開な（無法則の）自由を放棄して、公的な強制法に服し、かくて一つの（もとより常に増大しつつあるところの）、そして遂には地上のあらゆる民族を包含するに到るであらうところの世界國家（*civitas gentium*）を構成するより他ない。ところが人々は彼等の國際法の理念に基づいてかくなることを欲せず、一般論としては正しいことを、具體論としては否認するから、一つの世界協和國と云ふ積極的の理念の代りに、（凡てが失はれてしまはないためには）戰爭を防止するところの、持續的にして、擴大的な連盟と云ふ消極的の代用物の理念が現はれなければならないのである。」この連盟の理念は、徐々にすべての國家の上に擴がるべきであり、かくて永久平和にまで導いて行くのであるが、その實現性（客觀的實在性）は證示され得るのである。何故ならば、若しも幸運にも或る強力にして啓蒙された一民族が協和國を形成し得たとするならば、（協和國はその本質上永久平和に傾くべき筈のものであるから）、この協和國は、他の國家に對して連盟的統一の中心點となり、かくしてこれらの國家と結合し、國際法の理念に從つて諸國家の自由狀態を保證し、このやうな種類の結合の多くを通じて徐々に益々遠くまで擴がつて行くからである。」と述べられてある處から推しても、この「漸次的」全廢と云ふことは、何も、或る國の軍備を次第次第に縮小して行つて最後に全廢してしまふと云ふやうなことを意味してゐるのではなく、先づ或る國が軍備を全廢し、それが徐々に凡ての國々の上に波及して行くことを意味してゐる。



るものと考へられるのである。

そしてそのやうな状態が今まさに始らうとしてゐるのであるとは云へないであらうか。即ちクラウゼヴィッツが、その著「戦争論」の中で述べてゐるやうに、「如何なる場合にも、戦争は獨立したものとして考へらるべきではなく、一つの政治の手段として考へらるべきものなのである」<sup>72)</sup>が、各國の發展が不均等であつた結果、「少數の大國」の軍備が途方もなく巨大なものとなると同時に、「多數の小國」の軍備が絶對的にも相對的にも益々貧弱なものとなつてしまひ、そして結局、戦争は、もはや政治の手段たるには、前者にとつては、あまりにも巨大なものとなり過ぎ、後者にとつては、あまりにも貧弱なものとなり過ぎてしまつた。かくて、いづれの國家にとつても、戦争は次第に算盤に合はぬやうなものとなりつつあるのである。「何故と云ふに、政治的意圖が目的なのであつて、戦争は手段に過ぎない。そして目的なき手段と云ふやうなものは、到底あり得ないからである。」<sup>73)</sup>しかし、それだからと云つて大國がその巨大な軍備を今直ちに全廢するとは考へられない。軍備全廢は従つて、恐らく先づ小國から始められるだらうと云ふ可能性の方が多いのであるが、ここに小國にとつて更に一つの問題が残つてゐるのである。

それは「内亂」と云ふ問題である。殊に大國の巨大な軍備をその背景に持つところの内亂の發生こそ、いづれの小國にとつても最も現實的な切實な問題なのである。最近の例として、「朝鮮動亂」をとつて見よう。これは一面、當然一國家たるべき筈の朝鮮の「内亂」であると思ふことが出來ようが、(他面)近代戦争の先端を行く航空機だけに ついて云つてみても、われわれは南朝鮮製の航空機をも、北朝鮮製の航空機をも知らない。そこでは、セーバー・ジェット機(アメリカ製)と、ミグ・ジェット機(ソビエト製)との闘ひが行はれてゐるのであつて、その故にこれを「代理戦争」と呼ぶ人がある。また現にそれらの航空機を製造しつつある(従つて、從來の觀念からすれば當然、爆撃對

象となるべき筈の) アメリカ大陸及びユーラシア大陸の航空機工場を爆撃することが出来ないばかりでなく、日々それらの航空機が發着してゐる(従つて、從來の觀念からすれば當然、戰場である筈の) 日本及び滿洲の航空基地をすら爆撃することが出来ないである。(何故ならば、それらを爆撃すれば世界大戦となる恐れがあることを、大國が危懼してゐるからである。) その故に人はこれを「制限戦争」と呼ぶのである。クラウゼヴィッツは、「戦争とは、敵を屈服せしめて自己の意思を實現せんが爲に用ひられる暴力行爲である。暴力、換言するならば物理的暴力は、手段であつて、敵に自己の意思を押しつけることこそが目的なのである。」<sup>14)</sup>とも述べてゐるのであるが、このやうに互に攻撃が制限されてゐる以上、從來の意味に於ける勝利、即ち相手を無條件降伏させると云ふことは明らかに不可能である。そして物理的暴力手段に於て成功しない以上、自己の意思を相手に押しつけると云ふ目的が達せられる筈はなく、かくして特に小國がその自主性を喪失した場合には、その國は、何時絶えると云ふ見通しもなく、しかもその慘禍は自國民の上へのみ集注すると云ふ「内亂」の危険に常に曝されることとなるのである。

そして「戦争」も「内亂」も共に、國民の「平和の内に生存する權利」を侵害するものである以上、この平和の内に生存する權利を衛るために、所謂「戦争と革命の時代」「戦争と内亂とが不可分に結びついて發生すると云ふこの時代には、その時代的特質に應じて、軍事力たる「軍隊」(military force)と、治安維持力たる「警察隊」(police force)との機能が相近づき、「軍備」と「警備」とが、次第に統合されて行く傾向が現はれて來るのは行政の理論上、當然のことなのであり、かくて(警察隊の裝備が、武装と呼ばれるにふさはしいものとなるにつれて) 武装乃至は武力と云ふ概念が、この兩者に共通した概念として、新しく取り上げられてよいこととなるのである。(附圖(一)参照) しかし、事實上は、現在、尙、對内的な警察隊と對外的な軍隊とは別個のものとして意識されて居り、そして對外

的な武装力は、これを「軍隊」と稱することが國際的な通念である以上、自衛のための武装力を軍隊と呼ぶことは、(憲法解釋上差支ないばかりでなく)、憲法政策上もその方がむしろ適當なのである。若しもこの武装力が「軍隊」と云ふ名で呼ばれてはならず、従つてあくまでも「警察隊」と呼ばれねばならないとしたならば、その武装力は自然、主として國內の「治安維持」に向けられ、この面から民主主義は新たな危機に曝されることとなるであらう。

無政府主義者でない限り、絶対的非武装論者であることは出来ない。何故ならば、政府と云ふものの存在を認める以上は、何等かの意味で、公的實力組織の存在を是認せざるを得ないからである。大切なことは、その政府並びに公的實力(武力)組織を如何にして國民のコントロールの下に置くかと云ふ點にある。そして、國民の、國民による、國民のための政府が、國民の、國民による、國民のための武力を持つと云ふことは、至極當然のことであると云はねばならず、またその故に、たとへ外國の租税負擔者がそれを許してくれるとしても、何時までも外國軍によつて保護されてゐると云ふやうなことは、民主主義國家として不名譽なことなのである。われわれ日本國民は、今こそ、際限なき虚脱状態から覺め、『國家の名譽にかけ、全力をあげて、』この問題の自主的解決に當るべきではないであらうか。

(一九五四・一・一八)

附圖(一)

目的		對外的武装(軍隊)	
		war preparations 戰備	military preparations 軍備
自衛	國策	自衛	國策
衛	紛争	衛	紛争
	解決		解決
	行		行
自衛		對内的武装(警察隊)	
		defence preparations 防備	police preparations 警備
	治安維持		治安維持

「自衛力」の諸問題

	方發動	實力	形態
制 裁 そ の 他	戰 争	戰 力	(戰爭のための武力)
制 裁 そ の 他	戰 争 及 び 武 力 行 使	軍 事 力	(戰爭及び武力行使のための武力)
武 力 行 使	武 力	武 力	(武力行使のための武力)
警 察 力 行 使	警 察 力	警 察 力	(警察力行使のための武力)

現實的存在  
Da-Sein

可能的存在  
So-Sein

現實的存在  
Da-Sein

註  
(33)(32)(31)(30)

第七回國會衆議院會議錄 第二二卷 一四八——一五〇頁

横田喜三郎「自衛權」二〇〇——二〇四頁

田畑忍「戰爭と平和の政治學」一〇三頁

最近の條約中、戰爭を直接否認してゐる唯一の例として、一九四七年の「全米相互援助條約」第一條、「締約國は、正式に戰爭を否認し、且つ各自の國際關係に於ては、國際連合憲章又はこの條約の規定に合致しない如何なる形に於ても、武力による威嚇又は武力の行使をなすことのないことを約束する。」があるのみである。

また最近の憲法に於ては、一九五三年(改正)の「デンマーク國憲法」第一九條第二項は「國王は王國又はデンマーク軍への武力攻撃に對する防衛の場合を除いて、國會の同意なくして如何なる外國に對しても武力を使用しない」と規定してゐるのみであつて、如何なる場合にも「戰爭をしない」ことは、當然のこととなつてゐるのである。このやうな現在、若し「自衛戰爭が出来るやうに、憲法を改正せねばならない」と主張する政府があつたとしたら、それはただ國際的な疑惑を招くのみであつて、如何なる場合にも「戰爭をしない」ことは、當然のこととなつてゐるのである。このやうな現在、若し「自衛戰爭が出来るやうに、憲法を改正せねばならない」と主張する政府があつたとしたら、それはただ國際的な疑惑を招くのみであつて、如何なる場合にも「戰爭をしない」ことは、當然のこととなつてゐるのである。

をいふ。

- (34) Briery, *The Law of Nations*, 4th ed., 1949, p. 292.  
(35) Wheaton, *Elements of International Law*, 1866, S. 61.  
(36) Pradier-Fodéré, *Traité de droit international public*, 1885, S. 211.  
(37) Pradier-Fodéré, *op. cit.*, S. 261.  
(38) Fauchille, *Traité de droit international public*, 8th ed., 1922, t. 1, p. 410.  
(39) Strupp, *Das völkerrechtliche Delikt*, 1920, S. 130.  
(40) S. C. A. P., *Political Reorientation of Japan*, Sep. 1945 to Sep. 1948 (1949), p. 102.  
(41) 佐藤功「憲法解釋の諸問題」 六五頁  
(42) 平和問題談話會「三たび平和について」 世界 一九五〇年二月號  
(43) 恒藤恭「戦争放棄の條項と安全保障の問題」 改造 一九五〇年四月號  
(44) 山川均「日本の再軍備」 二七頁  
(45) 山川均 前掲書 九頁  
(46) 山川均 前掲書 六頁  
(47) 中野好夫「私の平和論」 五四頁  
(48) 中野好夫「むしろ占領の繼續を擇ぶということ」 中央公論 一九五二年四月號  
(49) 中野好夫 前掲書 四六頁  
(50) A. Siegfried, *La Suisse, démocratie témoin*, 1948, préface.  
(51) A. Siegfried, *op. cit.*, S. 7  
(52) 中野好夫「むしろ占領の繼續を擇ぶということ」 中央公論 一九五二年四月號  
(53) 清水幾太郎「新しい戦いの年を迎えて」 中央公論 一九五四年一月號  
(54) 小泉信三「平和論」 一四七頁

「講和條約が成立すれば、日本はソ連中共とだけ交戦状態のまま残る。彼等は戰勝者である。……日ソの間に講和條約が成  
「自衛力」の諸問題

立しないかぎり、彼等はまだ鉾を収めてはゐないのである。日本としてのこの進駐を拒み得るべき理由はない筈である。」

山川均「日本の再軍備」 三六——三七頁

「そこでもし、不幸にしてソ連中國をのぞくその他の國々だけとのあいだに、分離講和ないしは多數講和なるものが結ばれたとしたら、わが國とソ連中國とのあいだには、いぜんとして戦争状態がつづいていることになる。……事態の重大性から考えて、ソ連がかかるが如く日本に進駐するとは思われぬ。しかしこれによつてソ連は、みずから好む時機にいつでも行動を起し得る權利と口實とを留保することになる。」

平和問題談話會「三たび平和について」 世界 一九五〇年一月二號

柳田、鍋山、木下、中島「青年よ武器を執るな」 改造 一九五二年六月號

思想の科學研究會「この代議士を見よ」 中央公論 一九五二年四月號

横田喜三郎「駐兵は認めても再軍備は避けねばならぬ」 世界 一九五一年一月號

田畑忍 前掲書 一一〇——一一一頁

(60) 一九五〇年一月二四日、アメリカ合衆國國務省發表「對日平和條約のための極東委員會構成國に對するアメリカ合衆國

提案」第四原則。

“The treaty would contemplate that, pending satisfactory alternative security arrangements such as United Nations assumption of effective responsibility, there would be continuing cooperative responsibility between Japan facilities and United States and perhaps other forces for the maintenance of *international peace and security* in the Japan area.”

(61) 安倍能成「再軍備の問題をめぐりて」 世界 一九五二年三月號

武田清子「ドイツの旅より」 世界 一九五二年二月號

カール・バルト「共產主義の脅威と西獨の再軍備について」 世界 一九五二年二月號

田畑忍 前掲書 三三——三四頁

矢内原忠雄「民族の價值と平和の價值」 世界 一九五二年一月號

(66) 矢内原忠雄「民族と平和」 中央公論 一九五四年一月號

- (67) 田畑忍 前掲書 一一五頁
- (68) 「殲滅戦に於ては兩國共に滅亡し、それと同時にすべての法も滅亡するから、永久平和は、ただ人類の大なる墓地の上にのみ建設されることとなるであらう」Kant, *Zum ewigen Frieden*, 1795, S. 1. (vi)
- (69) 篠原正瑛「君のいよ日本を」二四六頁
- (70) Kant, *Zum ewigen Frieden*, 1795, S. 1. (iii)
- (71) Kant, op. cit., S. 2. (ii)
- (72) Clausewitz, *Vom Krieg*, 1830, S. 1. (27)
- (73) Clausewitz, op. cit., S. 1. (24)
- (74) Clausewitz, op. cit., S. 1. (2)
- (75) 何故ならば、第二項が禁じてゐるのは、「戦力 (war potential) たる陸海空軍」なのであつて、「自衛力 (defence potential) とつてのそれではなからうである。」註(3)参照